

水道の広域化・民営化

12月7日、エルおおさかで開かれた第28回水とくらしの110番シンポジウムに初めて参加。テーマは「水道の広域化、民営化、料金値上げ～持続可能な水道を考える」、主催は近畿水問題合同研究会である。

まず、仲上健一・立命館大学名誉教授が「改正水道法後の水道事業の民営化の課題」と題して基調講演した。水道を取り巻く状況と水道法改正の経過、多様な官民連携の推進、水道をめぐる今後の課題について問題を提起した。

各分野からの報告として、浜松市の水道コンセッションをめぐる動きなど、多くの地域事例が紹介された。ここでは、大阪「都」構想、大阪市廃止にも関わる問題として、NPO法人AMネット事務局長武田かおりさん報告の「水道法改正後のPFI管路耐震化事業」を紹介したい。



2018年12月に改正され、2019年10月施行の改正水道法のポイ

ントは、主に次の3点である。①水道の「基盤強化」を進める、②「広域化」を進める責務を都道府県が負う、③「官民連携」を進める。

大阪では現在、「副首都推進」のもとで、大阪府知事・大阪市長、今年8月から堺市長も加わり、府域全体に関わる施策が検討されている。「府域一水道」もテーマの一つである。「持続可能な府域水道事業の構築に向けた取組み」により、各自治体の議会が関与する場もなく、ブロック単位などで検討されている。

大阪市の「水道事業の民営化」は、2017年2月に条例廃案を受け、事業全体の民営化はストップしている。水道法改正を受け、「PFI管路更新促進事業」が計画されている。大阪市の条例提案を前に、堺市、やがては大阪府域に広げて、管路耐震化を進めるとしている。水道管は大阪市水道局の資産の65%を占める。管路耐震化は施行路線の現場環境に大きく左右され、人手をかければ比例してスピードアップできるものではなく、そもそもPFIで耐震化が進むのか疑問だ。PFIで民営化されれば、管路耐震化のノウハウを自治体が失うことになる。

大阪市を廃止する法定協議会を傍聴していて、水道と消防が大阪府の事業になることが懸念される。大阪では水道の広域化が先行実施され、大阪市の「PFI管路更新事業」は、水道の民営化を先取りする動きといえよう。広報12月号でも、「老朽化した水道管を民間の力でスピーディーに取り替えるための検討」を紹介している。これは水道事業を民営化するわけではないと断っているが、水道をめぐる動きを注視していきたい。

(2019年12月10日)